

IV 参 考 資 料

福祉医療制度について

1 概要

県民の健康管理の向上と福祉の増進、経済的負担の軽減を目的に、医療費の自己負担分を県と市町村で助成するもの。

2 事業実施主体

市町村(事業費の1/2を県が補助)

3 対象者

(1) 子ども

ア 対象者の範囲

中学校卒業まで(15歳の年度末まで)の子ども

イ 所得制限

なし

(2) 重度心身障害者

ア 対象者の範囲

(ア) 特別児童扶養手当1級の方

(イ) 障害年金1級の方

(ウ) 身体障害者手帳1・2級の方

(エ) 療育手帳の判定がAの方

イ 所得制限

なし

(3) 母子家庭等

ア 対象者の範囲

(ア) 18歳までの児童(18歳の年度末まで。以下同じ。)を扶養している配偶者のない女子及び当該18歳までの児童

(イ) 父母のない18歳までの児童

イ 所得制限

所得税非課税の者

(4) 父子家庭

ア 対象者の範囲

18歳までの児童を扶養している配偶者のない男子及び当該18歳までの児童

イ 所得制限

所得税非課税の者

4 助成内容

医療保険の自己負担分(入院時食事療養費を含む。ただし重度心身障害者は限度額適用・標準負担額減額認定証を提示した場合に限る)を現物給付。

(県外医療機関等については償還払い。)

５－１ 令和４年度福祉医療費助成実績

(１) 県全体実績

区 分	対象者		件数	福祉医療費 助成額	年間 受診率	１人当たり 助成額	１件当たり 助成額
	人		件	千円	%	円	円
子 ど も	212,897	入 院	14,215	689,230	6.68	3,237	48,486
		入院外	1,689,725	3,769,532	793.68	17,706	2,231
		歯 科	418,022	929,594	196.35	4,366	2,224
		調 剤	922,405	1,388,941	433.26	6,524	1,506
		その他	43,386	120,238	20.38	565	2,771
		計	3,087,753	6,897,536	1,450.35	32,398	2,234
重 度 心 身 障 害 者	39,647	入 院	69,397	2,219,007	175.04	55,969	31,976
		入院外	562,121	1,988,737	1,417.81	50,161	3,538
		歯 科	81,972	231,855	206.75	5,848	2,828
		調 剤	354,128	1,233,591	893.20	31,114	3,483
		その他	30,098	252,162	75.91	6,360	8,378
		計	1,097,716	5,925,352	2,768.72	149,453	5,398
母 子 家 庭 等	28,228	入 院	1,374	61,324	4.87	2,172	44,632
		入院外	218,230	553,390	773.10	19,604	2,536
		歯 科	53,568	174,720	189.77	6,190	3,262
		調 剤	118,059	265,545	418.23	9,407	2,249
		その他	12,911	33,764	45.74	1,196	2,615
		計	404,142	1,088,744	1,431.71	38,570	2,694
父 子 家 庭	1,415	入 院	86	2,739	6.08	1,936	31,849
		入院外	8,309	22,872	587.21	16,164	2,753
		歯 科	2,225	8,451	157.24	5,973	3,798
		調 剤	4,564	11,642	322.54	8,228	2,551
		その他	550	1,795	38.87	1,268	3,263
		計	15,734	47,499	1,111.94	33,568	3,019
合 計	282,187		4,605,345	13,959,130	1,632.02	49,468	3,031

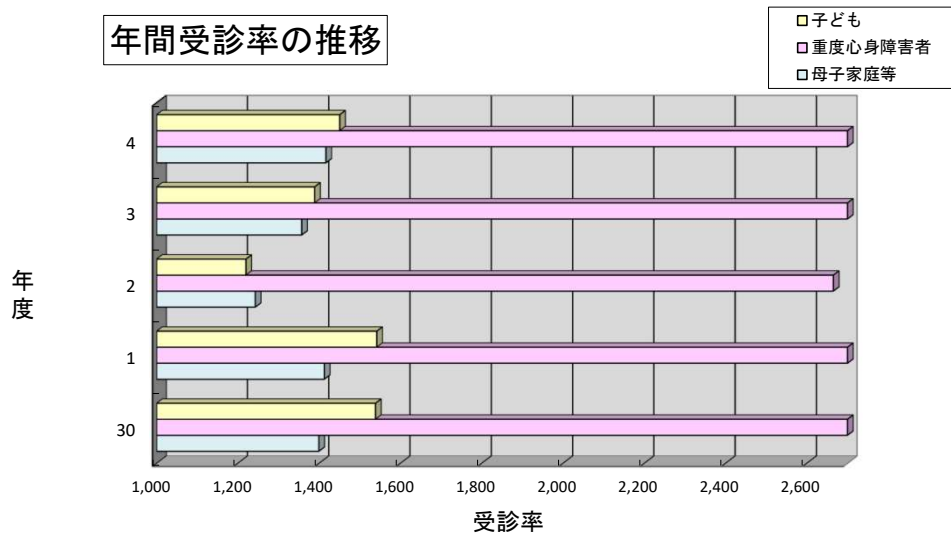
(注１) 医療費は千円未満四捨五入のため、各項目の合算が小計、合計に合致しない場合があります。

(注２) 入院時食事療養にかかる費用は、入院に含む。

(注３) 対象者数は、117～120ページに記載の対象人員の県計である。

(注４) 年間受診率とは当該年度の診療件数を当該年度の月末現在の平均受給対象者数で除して

１００倍したものである。

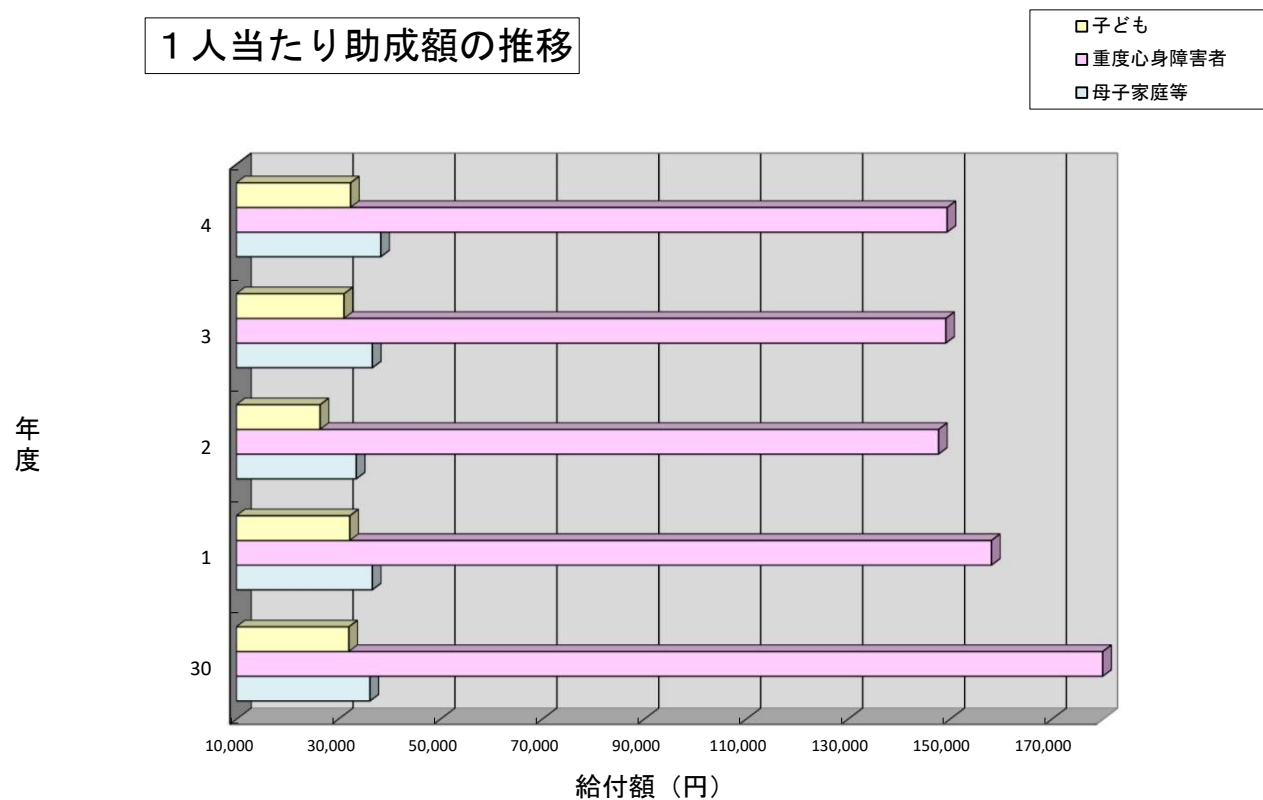


(注) 受診率には調剤その他含む。

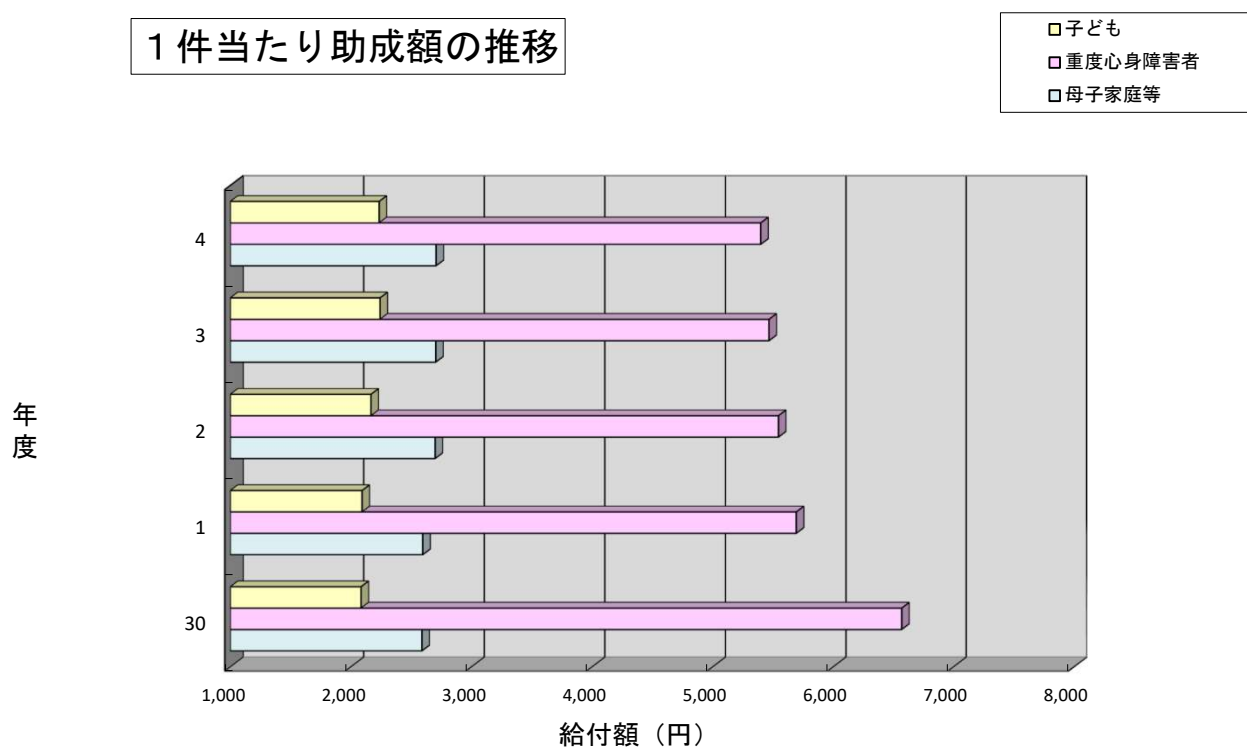
(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

5-2 令和4年度福祉医療費助成実績

1人当たり助成額の推移



1件当たり助成額の推移



(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

５－３ 令和４年度福祉医療費助成実績

○ 子 ど も

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	１件当たり 助 成 額	１人１月当たり 助 成 額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前 橋 市	37,868	454,410	587,630	129.32	1,327,547,053	2,259	2,921
2	高 崎 市	43,084	517,008	658,768	127.42	1,490,236,632	2,262	2,882
3	桐 生 市	8,722	104,660	136,097	130.04	323,292,612	2,375	3,089
4	伊 勢 崎 市	26,213	314,550	381,181	121.18	834,908,936	2,190	2,654
5	太 田 市	27,670	332,042	368,720	111.05	791,331,388	2,146	2,383
6	沼 田 市	4,245	50,935	61,112	119.98	142,095,958	2,325	2,790
7	館 林 市	7,617	91,409	98,803	108.09	194,137,543	1,965	2,124
8	渋 川 市	6,941	83,286	92,229	110.74	215,334,697	2,335	2,585
9	藤 岡 市	6,087	73,040	93,818	128.45	215,471,195	2,297	2,950
10	富 岡 市	4,665	55,979	60,485	108.05	145,882,581	2,412	2,606
11	安 中 市	5,053	60,635	73,748	121.63	168,188,274	2,281	2,774
82	み ど り 市	5,517	66,198	90,020	135.99	201,024,180	2,233	3,037
28	榛 東 村	1,803	21,633	27,236	125.90	60,639,241	2,226	2,803
29	吉 岡 町	3,520	42,235	50,911	120.54	117,555,732	2,309	2,783
33	神 流 町	50	602	513	85.22	1,255,612	2,448	2,086
35	上 野 村	110	1,314	968	73.67	3,498,790	3,614	2,663
37	下 仁 田 町	290	3,484	3,322	95.35	8,051,949	2,424	2,311
38	南 牧 村	35	418	397	94.98	730,753	1,841	1,748
39	甘 楽 町	1,255	15,059	18,174	120.69	44,121,944	2,428	2,930
41	中 之 条 町	1,331	15,968	14,861	93.07	33,142,782	2,230	2,076
44	長 野 原 町	412	4,943	3,729	75.44	9,752,559	2,615	1,973
45	孺 恋 村	854	10,249	6,969	68.00	16,752,875	2,404	1,635
46	草 津 町	420	5,035	4,016	79.76	11,177,740	2,783	2,220
48	高 山 村	296	3,550	3,289	92.65	7,767,688	2,362	2,188
83	東 吾 妻 町	975	11,704	10,202	87.17	23,489,958	2,302	2,007
51	片 品 村	310	3,718	3,500	94.14	7,983,120	2,281	2,147
52	川 場 村	343	4,114	4,819	117.14	10,922,261	2,266	2,655
56	昭 和 村	794	9,530	10,677	112.04	23,080,623	2,162	2,422
81	み な か み 町	1,411	16,934	18,529	109.42	41,124,395	2,219	2,429
60	玉 村 町	3,813	45,759	49,232	107.59	121,002,136	2,458	2,644
66	板 倉 町	1,335	16,025	16,041	100.10	32,611,074	2,033	2,035
67	明 和 町	1,207	14,479	16,123	111.35	33,850,151	2,099	2,338
68	千 代 田 町	1,187	14,242	15,242	107.02	29,791,242	1,955	2,092
69	大 泉 町	4,886	58,627	66,478	113.39	126,372,856	1,901	2,156
70	邑 楽 町	2,578	30,931	39,914	129.04	83,409,654	2,090	2,697
計		212,897	2,554,705	3,087,753	120.87	6,897,536,184	2,234	2,700

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を１２か月分合計し、１２で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を１２か月分合計したものである。

5-4 令和4年度福祉医療費助成実績

○ 重度心身障害者

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	6,993	83,915	206,161	245.68	1,082,880,494	5,253	12,904
2	高崎市	7,197	86,357	198,213	229.53	1,074,654,081	5,422	12,444
3	桐生市	2,553	30,636	77,463	252.85	383,633,063	4,952	12,522
4	伊勢崎市	3,865	46,381	111,167	239.68	577,128,167	5,192	12,443
5	太田市	3,908	46,888	117,418	250.42	603,672,022	5,141	12,875
6	沼田市	1,218	14,623	28,130	192.37	177,441,875	6,308	12,134
7	館林市	1,393	16,713	39,965	239.13	196,829,949	4,925	11,777
8	渋川市	2,004	24,049	54,595	227.02	293,974,275	5,385	12,224
9	藤岡市	1,284	15,414	36,159	234.59	191,112,121	5,285	12,399
10	富岡市	956	11,462	22,776	198.71	124,995,249	5,488	10,905
11	安中市	1,237	14,834	30,853	207.99	184,269,651	5,973	12,422
82	みどり市	1,010	12,122	28,079	231.64	160,340,401	5,710	13,227
28	榛東村	285	3,418	7,393	216.30	44,894,932	6,073	13,135
29	吉岡町	414	4,971	10,951	220.30	61,926,580	5,655	12,458
33	神流町	69	822	1,608	195.62	9,632,043	5,990	11,718
35	上野村	25	300	574	191.33	3,616,066	6,300	12,054
37	下仁田町	196	2,353	5,210	221.42	24,494,957	4,702	10,410
38	南牧村	59	718	1,302	181.34	8,157,882	6,266	11,362
39	甘楽町	256	3,078	6,222	202.14	40,105,680	6,446	13,030
41	中之条町	382	4,584	9,056	197.56	59,293,106	6,547	12,935
44	長野原町	113	1,365	2,623	192.16	16,516,512	6,297	12,100
45	嬭恋村	193	2,310	4,231	183.16	26,158,734	6,183	11,324
46	草津町	165	1,988	4,090	205.73	26,387,510	6,452	13,273
48	高山村	86	1,033	1,898	183.74	13,104,616	6,904	12,686
83	東吾妻町	359	4,309	8,396	194.85	47,581,314	5,667	11,042
51	片品村	123	1,467	2,596	176.96	16,099,781	6,202	10,975
52	川場村	76	913	1,912	209.42	10,992,148	5,749	12,040
56	昭和村	179	2,150	3,969	184.60	24,542,672	6,184	11,415
81	みなかみ町	514	6,169	11,837	191.88	66,665,942	5,632	10,807
60	玉村町	599	7,187	18,165	252.75	101,591,841	5,593	14,136
66	板倉町	293	3,518	7,689	218.56	40,875,556	5,316	11,619
67	明和町	228	2,741	5,984	218.31	31,128,994	5,202	11,357
68	千代田町	216	2,597	5,954	229.26	31,738,048	5,331	12,221
69	大泉町	673	8,077	19,173	237.38	95,828,809	4,998	11,864
70	邑楽町	526	6,311	14,787	234.31	73,086,500	4,943	11,581
計		39,647	475,773	1,106,599	232.59	5,925,351,571	5,355	12,454

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

5-5 令和4年度福祉医療費助成実績

○ 母子家庭等

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	4,534	54,406	67,545	124.15	186,354,083	2,759	3,425
2	高崎市	5,273	63,274	74,477	117.71	213,070,001	2,861	3,367
3	桐生市	1,640	19,680	25,548	129.82	66,239,786	2,593	3,366
4	伊勢崎市	3,422	41,066	48,742	118.69	132,024,868	2,709	3,215
5	太田市	3,507	42,085	47,455	112.76	129,104,705	2,721	3,068
6	沼田市	829	9,948	11,419	114.79	31,372,801	2,747	3,154
7	館林市	1,214	14,571	15,728	107.94	40,715,698	2,589	2,794
8	渋川市	1,029	12,347	13,707	111.01	39,872,151	2,909	3,229
9	藤岡市	999	11,991	14,552	121.36	38,828,430	2,668	3,238
10	富岡市	568	6,815	7,625	111.89	20,327,733	2,666	2,983
11	安中市	798	9,576	11,125	116.18	29,543,144	2,656	3,085
82	みどり市	797	9,568	12,126	126.73	34,466,977	2,842	3,602
28	榛東村	223	2,678	3,680	137.42	8,842,374	2,403	3,302
29	吉岡町	318	3,815	4,384	114.91	11,719,082	2,673	3,072
33	神流町	19	226	116	51.33	610,328	5,261	2,701
35	上野村	7	82	58	70.73	113,577	1,958	1,385
37	下仁田町	81	977	1,361	139.30	3,138,973	2,306	3,213
38	南牧村	7	80	64	80.00	140,641	2,198	1,758
39	甘楽町	148	1,775	1,999	112.62	5,098,720	2,551	2,873
41	中之条町	137	1,639	1,741	106.22	6,104,205	3,506	3,724
44	長野原町	51	610	452	74.10	1,045,184	2,312	1,713
45	嬭恋村	96	1,157	819	70.79	1,788,498	2,184	1,546
46	草津町	54	648	636	98.15	2,046,031	3,217	3,157
48	高山村	70	834	773	92.69	2,349,184	3,039	2,817
83	東吾妻町	150	1,803	1,946	107.93	6,727,649	3,457	3,731
51	片品村	44	524	474	90.46	897,708	1,894	1,713
52	川場村	30	362	363	100.28	870,584	2,398	2,405
56	昭和村	95	1,140	1,449	127.11	3,354,658	2,315	2,943
81	みなかみ町	204	2,448	2,694	110.05	6,401,541	2,376	2,615
60	玉村町	528	6,338	6,784	107.04	19,966,990	2,943	3,150
66	板倉町	62	744	908	122.04	2,459,468	2,709	3,306
67	明和町	149	1,783	1,877	105.27	5,314,559	2,831	2,981
68	千代田町	156	1,877	1,938	103.25	4,713,344	2,432	2,511
69	大泉町	595	7,137	9,104	127.56	20,177,505	2,216	2,827
70	邑楽町	394	4,727	5,434	114.96	12,942,573	2,382	2,738
計		28,228	338,731	399,103	117.82	1,088,743,753	2,728	3,214

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

５－６ 令和４年度福祉医療費助成実績

○ 父 子 家 庭

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	１件当たり 助 成 額	１人１月当たり 助 成 額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前 橋 市	126	1,516	1,570	103.56	4,471,225	2,848	2,949
2	高 崎 市	307	3,680	3,169	86.11	9,678,286	3,054	2,630
3	桐 生 市	101	1,208	1,013	83.86	3,766,399	3,718	3,118
4	伊 勢 崎 市	164	1,965	1,660	84.48	5,794,192	3,490	2,949
5	太 田 市	181	2,175	1,524	70.07	7,505,392	4,925	3,451
6	沼 田 市	42	504	478	94.84	1,481,904	3,100	2,940
7	館 林 市	80	964	675	70.02	2,353,075	3,486	2,441
8	渋 川 市	53	641	542	84.56	1,839,885	3,395	2,870
9	藤 岡 市	40	477	482	101.05	1,345,405	2,791	2,821
10	富 岡 市	34	413	285	69.01	759,145	2,664	1,838
11	安 中 市	60	714	661	92.58	1,999,972	3,026	2,801
82	み ど り 市	29	344	469	136.34	953,778	2,034	2,773
28	榛 東 村	7	88	109	123.86	266,001	2,440	3,023
29	吉 岡 町	7	82	60	73.17	245,370	4,090	2,992
33	神 流 町	2	24	3	12.50	33,945	11,315	1,414
35	上 野 村		0	0	0.00	0	0	0
37	下 仁 田 町	3	38	29	76.32	74,302	2,562	1,955
38	南 牧 村		0	0	0.00	0	0	0
39	甘 楽 町	2	29	33	113.79	77,826	2,358	2,684
41	中 之 条 町	6	72	72	100.00	183,603	2,550	2,550
44	長 野 原 町	5	60	48	80.00	33,937	707	566
45	孺 恋 村	4	48	7	14.58	5,526	789	115
46	草 津 町	4	48	52	108.33	136,908	2,633	2,852
48	高 山 村	3	34	21	61.76	68,243	3,250	2,007
83	東 吾 妻 町	7	85	39	45.88	124,525	3,193	1,465
51	片 品 村	5	62	10	16.13	30,309	3,031	489
52	川 場 村	8	96	98	102.08	177,024	1,806	1,844
56	昭 和 村		0	0	0.00	0	0	0
81	み な か み 町	10	124	79	63.71	308,179	3,901	2,485
60	玉 村 町	35	424	304	71.70	1,100,548	3,620	2,596
66	板 倉 町	10	114	79	69.30	189,138	2,394	1,659
67	明 和 町	4	42	100	238.10	355,468	3,555	8,464
68	千 代 田 町	11	126	154	122.22	180,494	1,172	1,432
69	大 泉 町	21	250	233	93.20	764,489	3,281	3,058
70	邑 楽 町	44	522	293	56.13	1,194,253	4,076	2,288
計		1,415	16,969	14,351	84.57	47,498,746	3,310	2,799

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を１２か月分合計し、１２で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を１２か月分合計したものである。

用 語 の 解 説

1 保険者

保険事故（疾病，負傷，出産，死亡）が発生した場合に、損害の補てん、その他の保険給付をする義務がある者をいう。国保の保険者は市町村と国保組合である。

2 被保険者

保険の利益を受ける者をいう。給付事由が発生すれば権利として保険給付を受けることができると同時に、他方、保険料（税）の納付義務を負う。

市町村国保の被保険者の資格要件は、当該市町村の区域内に住所を有することであり、国保組合の場合は、当該組合員または組合員と同じ世帯に属する者である。

3 退職被保険者

市町村国保の被保険者のうち、被用者年金保険に基づく老齢または退職年金を受けることのできる者であって、一定期間被用者年金保険に加入していた者である。

4 退職被保険者の被扶養者

市町村国保の被保険者のうち、退職被保険者の直系尊属、配偶者、その他三親等以内の親族等で退職被保険者に扶養されている者をいう。

5 療養の給付

医療給付の形態で、現物給付をいう。すなわち、被保険者であることを被保険者証によって明らかにすると同時に、保険医療機関から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関に保険者から支払われる。

6 入院時食事療養費

被保険者が療養の給付と併せて食事療養を受けた場合に支給されるものである。

7 療養の給付等

療養の給付、入院時食事療養費及び訪問看護療養費を合算したものをいう。

8 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合や、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関で被保険者証を提出せずに診療を受け医療費の全部を支払った場合、事後、領収書等を基に保険者が直接被保険者に現金で給付するものをいう。

9 療養費等

療養費、入院時食事療養費差額支給分及び移送費を合算したものをいう。

10 費用額

診療報酬点数に単価を乗じたものである。

11 一部負担金

被保険者が保険医療機関等から必要な治療を受ける時に支払う負担金をいい、保険者または制度により 0%～30%の一部負担割合となっている。

12 保険者負担金

療養諸費費用額のうち保険者が負担する費用であるが、高額療養費として支給する分は含まれていない。

13 他法負担分

療養諸費費用額のうち、国保法以外の法律や地方公共団体の条例等に基づいて負担される費用である。国保に優先して費用額の公費助成が行われる他法優先、各法または条例等により一部負担金相当部に公費助成がある国保優先に分かれる。

14 高額療養費

同一の被保険者が、同一月内に同一の病院、診療所、薬局等で療養の給付または療養費の支給を受けた場合において、その療養に係る一部負担金の額が法令に定める額を超えるとときに、保険者がその超えた額を支給する。

15 医療費諸率

医療保険における診療費の分析に用いる受診率、一件当り日数と1日当たり費用額の積である1件当たり費用額を医療費諸率という。

- ① 受診率は、年間受診件数を年間平均被保険者数で除して100倍したもので、通例被保険者100人当たり受診件数をもって表される。
- ② 1件当たり日数は、受診日数を受診件数で除したものの。
- ③ 1日当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間の受診日数で年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ④ 1人当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間平均被保険者数で、年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ⑤ 受診件数は、診療報酬明細書の枚数をいい、1人の患者が2か月間にわたって1医療機関で診療を受けた場合は2件になり、また、同一人が同一月に外来と入院を受診した場合や2つの医療機関で受診した場合は、それぞれ明細書が作成されるので、これらの場合も2件となる。

16 療養諸費費用額

療養の給付等及び療養費等の費用額の合計であり、国保における医療費を意味する。

17 出産育児一時金

保険者は、被保険者の出産に関して市町村の場合は条例、国保組合は規約の定めるところにより出産育児一時金の支給を行う。

18 葬祭費

保険者は、被保険者の死亡に関して市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより葬祭費の支給を行う。

19 国保の直営診療所（直診）

保険者が保険給付または被保険者の健康の増進のために国民健康保険特別会計により設置する人的、物的、有形、無形の活動の総称を保健事業というが、その中で特に医療と予防を行う施設をいう。

令和 4 年度 国民健康保険事業状況

令和 6 年 12 月発行

発 行 群馬県健康福祉部国保医療課

注) 各統計資料の数値は、令和 4 年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）等を基にしており、数値に端数が生じる場合には、すべて四捨五入で処理しています。